

埼玉県立大学大学院聴講生規程

平成22年4月1日
規程第100号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、埼玉県立大学大学院聴講生（以下「聴講生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。

2 聴講生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、聴講生からの申出に基づき、1年を超えない範囲で在学期間を延長することができる。

(入学志願の手続)

第3条 聴講生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 最終学歴校の成績証明書及び卒業（修了）証明書
- 三 健康診断書
- 四 その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考)

第4条 前条の志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、別に定める書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

(聴講生証)

第6条 聴講生には、聴講生証を交付する。

2 聴講生は、聴講生証を常に所持しなければならない。

(履修手続)

第7条 聴講生は、履修を許可された科目の登録を所定の期日までに行わなければならない。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第8条 聴講生は、その聴講する単位に係る授業料を納付しなければならない。

2 聴講生の入学検定料、入学料及び授業料の徴収は、公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程（平成22年規程第52号）の定めるところによる。

3 入学検定料、入学料及び授業料のほか、実験、実習又は実技に要する経費は、聴講生の負担とする。

(入学許可の取消)

第9条 聴講生が本学の学則又は諸規程に違反したとき又は聴講生としての本分に反したときは、学長は、第5条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、聴講生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。